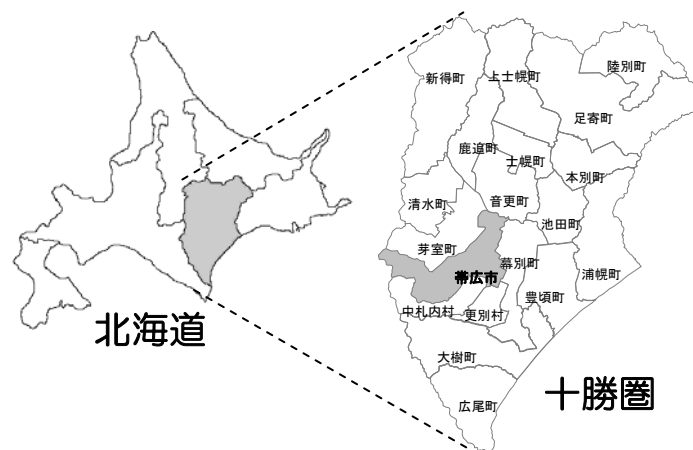


定住自立圏構想の概要と 十勝圏（19市町村）の取組み



1. 定住自立圏構想の概要

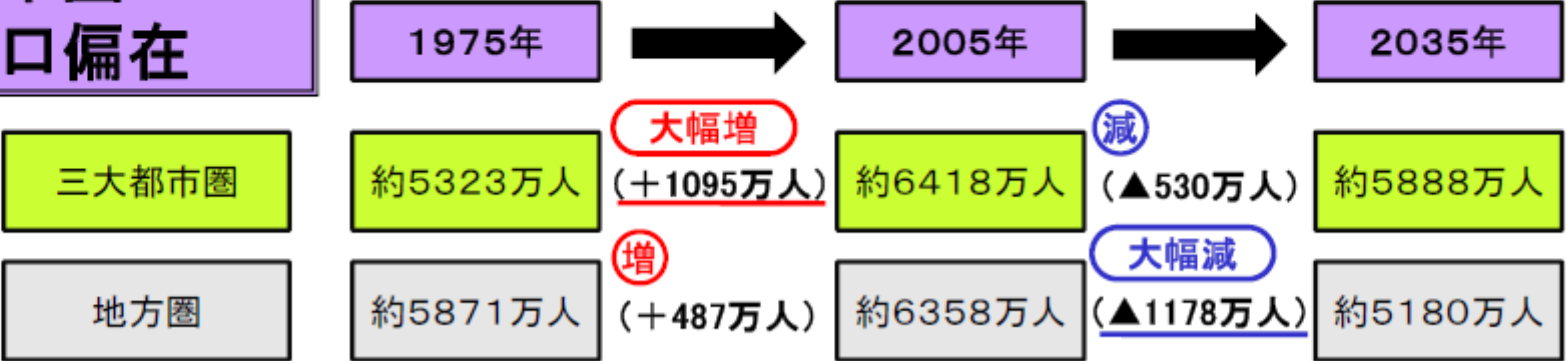
(1) 地方の厳しい現状

(2005年→2035年)

人口減少
少子高齢化

総人口は約13%減少見込み
(約12776万人→約11068万人)
年少人口は約40%減少見込み
(約1759万人→約1051万人)
高齢者人口は約45%増加見込み
(約2576万人→約3725万人)

大都市圏への
人口偏在



合計 (+1582万人) (▲1708万人)

(2) 目指すべき方向

人の流れの創出
「東京圏への人口流出防止」
「地方圏への人の流れの創出」
(⇒内需の振興にも寄与)

分権型社会にふさわしい
社会空間の形成

ライフステージに応じた
多様な選択肢の提供

- 安心して暮らせる地域
- 中心市と周辺市町村が連携・役割分担
- 生活に必要な都市機能(民間機能・行政機能)を確保

定住自立圏

(3) 基本的な考え方

選択と集中

- 全ての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを重点支援。
- 単なる地方へのバラマキではない考え方。

集約とネットワーク

- 全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難に。
- 中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携・交流

総務省としての支援

- ・ ICT(新しい公共事業)
- ・ 中心市に対する財政措置(交付税・地方債)
- ・ 中心市に都道府県の権限を移譲

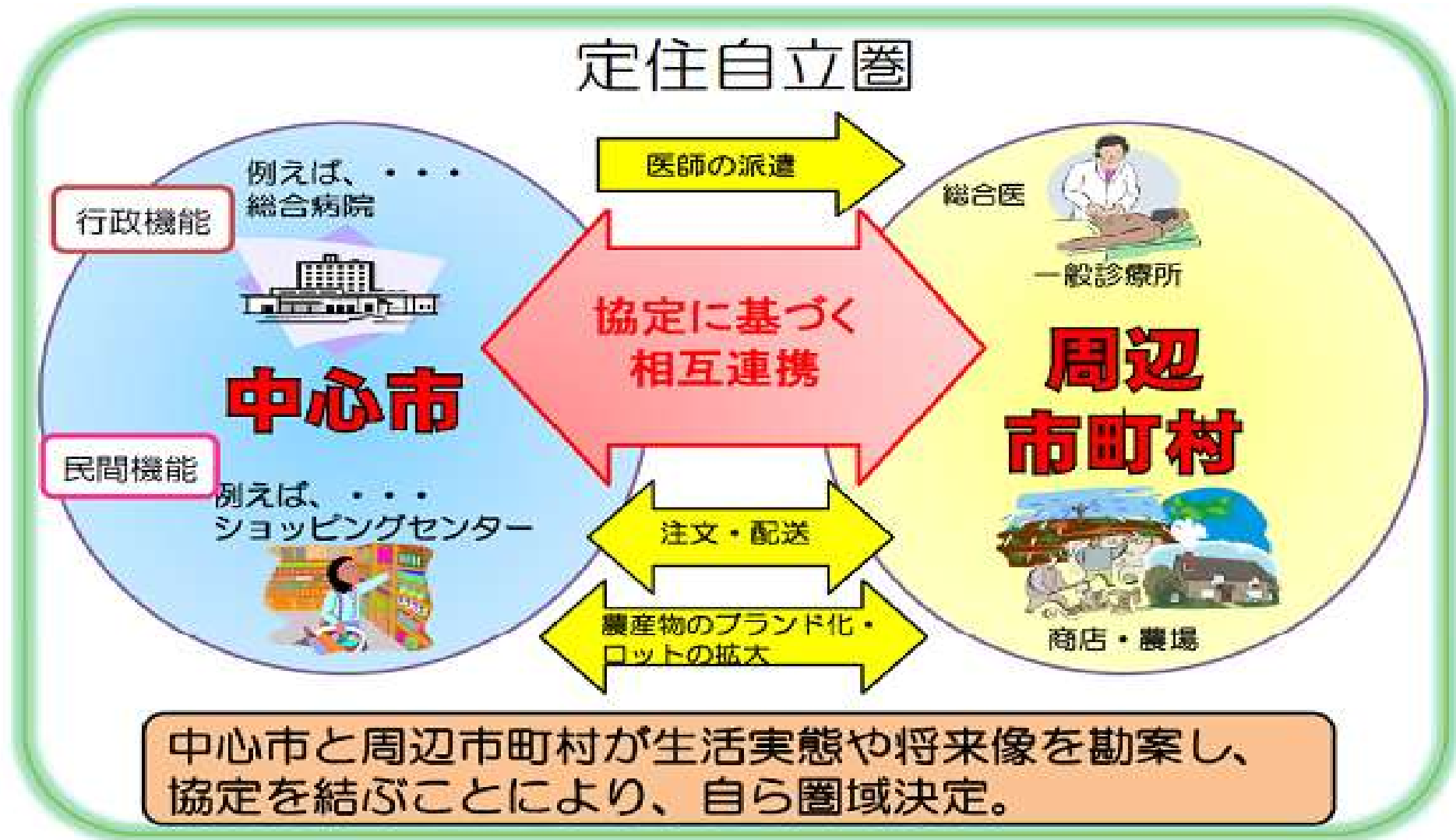
各府省の支援

- ・ 医療、福祉 (厚生労働省)
- ・ 住宅、交通 (国土交通省)
- ・ 農林水産業(農林水産省)
- ・ : 等

立案・実施の
各段階で連携

定住自立圏
地方政策展開のプラットフォーム

(4) 定住自立圏のイメージ



2. 定住自立圏構想のすすめ方

(1) 定住自立圏について



(2) 中心市宣言について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市となる。また、周辺市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」する。

中心市の要件 (全243市)

- ①人口 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）

中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 周辺市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載

公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

(3) 定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

中心市と協定を締結する周辺市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・ディバイドの解消
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等
の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交
流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきや
ネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント 能力の強化

- a 中心市等における人材
の育成
- b 中心市等における外部
からの行政及び民間人
材の確保
- c 圏域内市町村の職員等
の交流
- d 上記のほか、圏域マネジメ
ント能力の強化に係る取
組

(4) 定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

② ①における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

③ 策定後、公表。中心市は周辺市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

(5) 定住自立圏構想の推進に向けた財政措置・支援策

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して各種財政措置・支援策がある。

1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置

[◆ 中心市の上限額 年間4, 000万円程度 ◆ 周辺市町村の上限額 1市町村当たり年間1, 000万円程度]

2. 地域活性化事業債の充当

3. 外部人材の活用に対する財政措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
- (2) ふるさと融資の融資限度額等の引き上げ

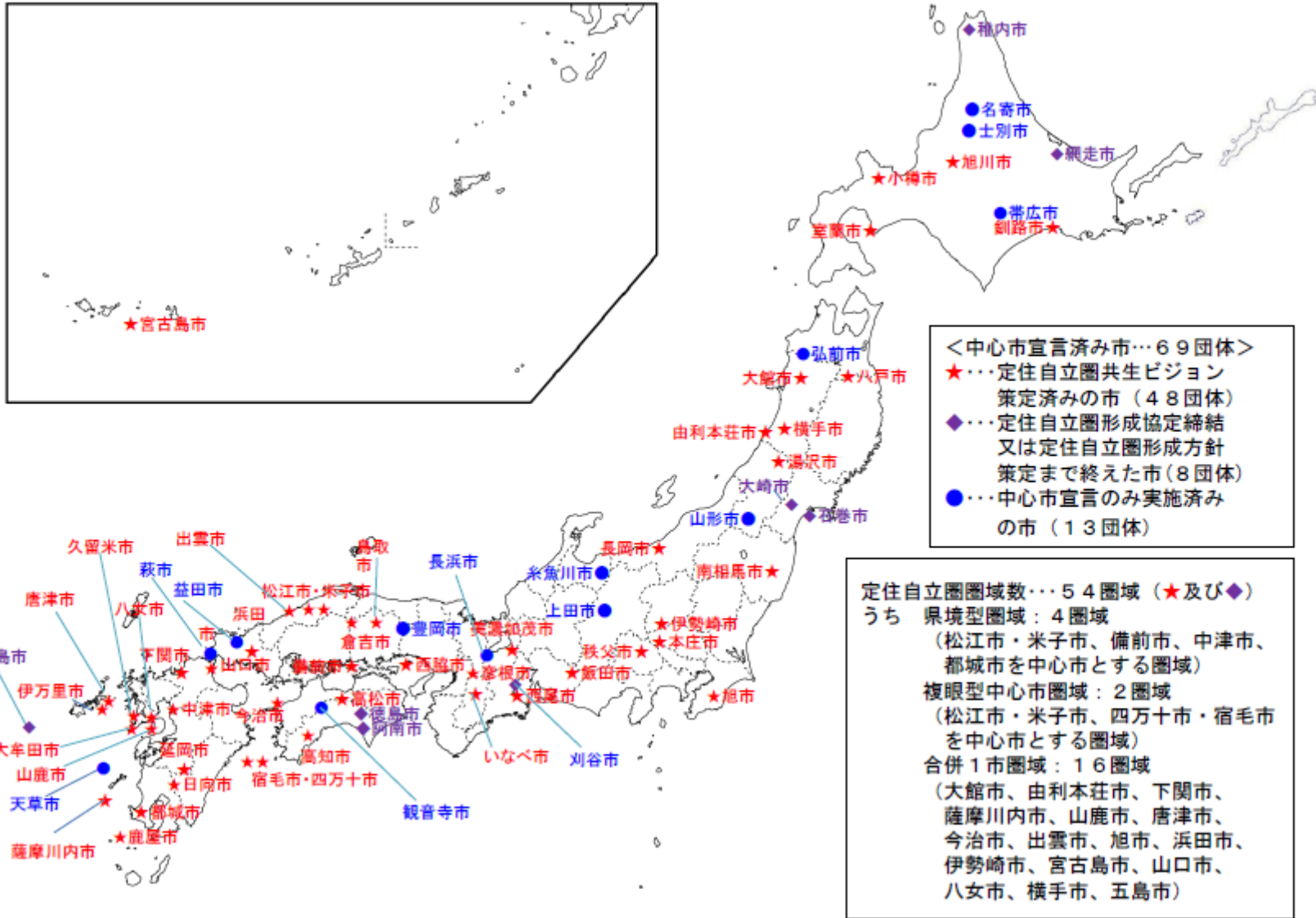
5. 個別の施策分野における財政措置

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

7. 関係各省の支援策

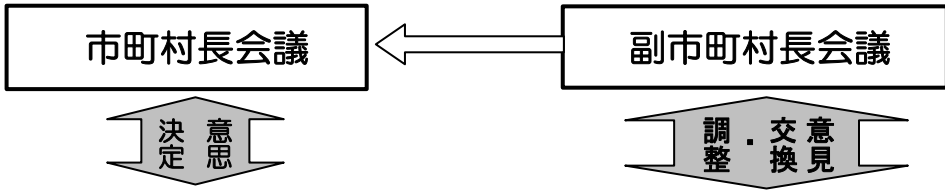
- (1) 補助・交付制度等の優先採択等

3. 全国の定住自立圏の取組状況 (平成23年3月31日現在)



4. 十勝圏（19市町村）における取組

(1) 十勝圏の定住自立圏の推進体制

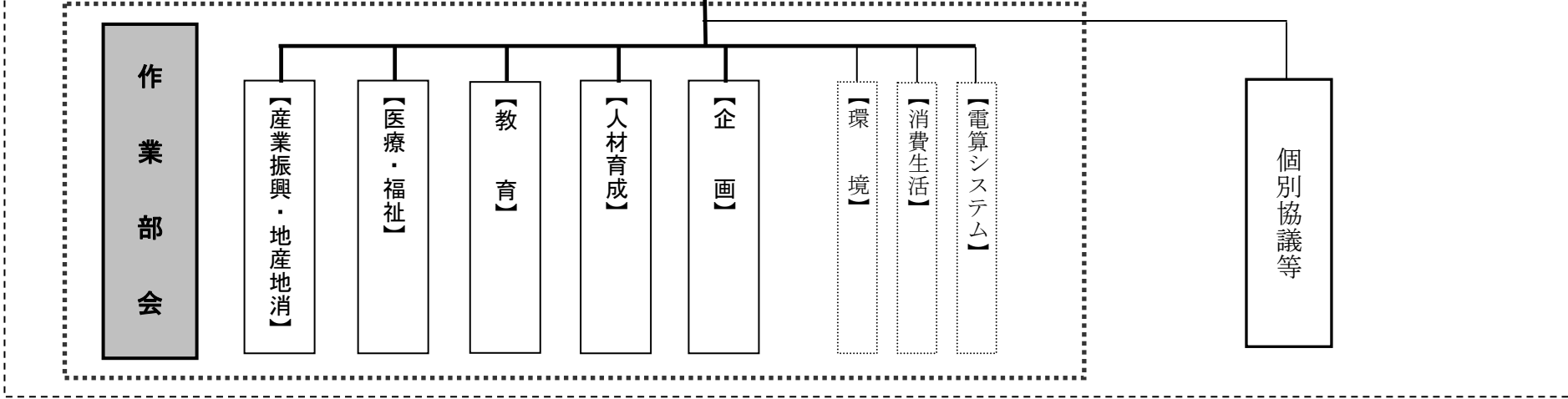


**十勝圏広域連携推進検討会議
(既存組織)**

- 帯広市 : 両副市長、政策推進部長、政策室長
- 十勝町村会 : 副町村長会の会長及び副会長、事務局長
- 十勝圏複合事務組合 : 事務局長
- 十勝総合振興局 : 地域政策部長

定住自立圏幹事会（19市町村の企画担当課長等）

- 構成員：管内 19 市町村の企画担当課長（定住自立圏担当）
- 事務局：帯広市、十勝町村会、十勝圏複合事務組合、十勝総合振興局
(関係機関は、必要に応じて、オブザーバーとして参加する。)



(2) これまでの主な取組経過と今後の予定

1 調査・研究

- 平成21年11月13日 十勝広域連携推進検討会議開催
・同会議の下に定住自立圏構想部会を設置
- 12月21日 第1回 定住自立圏構想部会開催
(以降、平成22年10月までの間に5回開催し、連携の可能性を調査)
- 平成22年 2月26日 定住自立圏構想 勉強会開催
・19市町村長・議長が参加
- 7月12日 19市町村での連携可能性調査(～9月11日)
・調査結果：事前調査により各市町村から抽出された74事業中、52事業に連携の可能性
- 10月26日 第5回 定住自立圏構想部会開催
・部会報告：十勝圏(19市町村)として定住自立圏形成の可能性ある

2 合意形成・中心市宣言

- ～11月10日 十勝圏広域連携推進検討会議、企画担当課長会議、副市町村長会議開催
- 11月26日 市町村長会議開催(19市町村の合意形成)
- ・オール十勝での定住自立圏形成を目指し、19市町村で連携に向けた協議をすすめる
- 12月 6日 宣言文内容確認(～12月10日)
・19市町村で中心市宣言文の内容を確認(十勝総合振興局、総務省にも確認)
- 12月15日 帯広市が中心市宣言
・帯広市議会定例会において理事者報告

3 具体的な連携協議・手続条例可決

平成23年 1月11日 19市町村での連携希望調査（～1月26日）

・調査結果：連携希望事業を再調査し、60事業が連携の協議対象となる

～2月 3日 十勝圏広域連携推進検討会議、企画担当課長会議、副市町村長会議開催

2月 8日 市町村長会議開催

・定住自立圏構想を推進するため、定住自立圏幹事会、作業部会を設置する

・6月議会での定住自立圏形成協定の議決、10月1日までの共生ビジョン策定を目指す

2月 9日 定住自立圏幹事会

・8つの作業部会の設置等を決定

（以降、月1回程度開催：作業部会の進捗、協定書や共生ビジョン案を作成）

2月下旬 作業部会等による連携協議開始

・各作業部会において、具体的な連携取組内容の協議が始まる

（2月22日から4月28日までの間に、計14回の会議と

32回の電子メールのやり取りによって、取組内容を協議

※市町村の負担軽減のため、電子メールを積極的に活用した

3月議会 定住自立圏形成協定等を議決事件とする条例可決（全市町村）

・3月2日から25日までの間に、形成協定議決に必要となる手続条例が全市町村で可決

4月12日 定住自立圏幹事会

・各作業部会からの協議状況報告、今後のスケジュールなどを協議

4月26日 定住自立圏幹事会

・各作業部会からの協議結果報告、協定書の素案などを協議

4 定住自立圏形成協定締結（想定）

- ～ 5月19日 副市町村長会議、定住自立圏幹事会開催
- 5月30日 市町村長会議開催（協定書案決定）
 - ・定住自立圏幹事会の報告を受け、定住自立圏形成協定書案の内容を決定
- 6月議会** 定住自立圏形成協定締結について議会提案（全市町村）
 - ・各市町村議会において、協定締結議案を審議
- 7月初旬** 定住自立圏形成協定締結（定住自立圏形成）
 - ・19市町村長による合同調印式を開催、十勝圏における定住自立圏を形成

5 定住自立圏共生ビジョン策定（想定）

- 平成23年 7月初旬 市町村長会議開催（共生ビジョン原案決定）
 - ・定住自立圏幹事会の報告を受け、定住自立圏共生ビジョンの原案を決定
- 7月中旬 共生ビジョン懇談会開催（委員には町村からも各1名参加）
 - ・定住自立圏共生ビジョン原案を決定
（9月初旬までの間に3回程度開催）
- 8月初旬 パブリックコメントを実施（十勝住民を対象 約30日間）
 - ・十勝全域の住民を対象に共生ビジョン原案に対する意見を募集
- 9月初旬 市町村長会議（共生ビジョン決定）
 - ・定住自立圏共生ビジョンを決定
- 9月30日** 十勝定住自立圏共生ビジョン策定・公表

幹事会、各作業部会等において、適宜、協議を行い、内容を修正する

策定以降

十勝圏における連携・協力関係をより深め、定住自立圏の取組を発展させる。（追加協定・共生ビジョン見直し）

定住自立圏構想について

平成23年 5月25日
総務文教委員会提出予定

1. 作業部会等における検討状況

作業部会名等		提案事業数	作業部会検討結果			協定書記載項目
			継続協議	対象除外	実施	
作業部会	産業振興・地産地消	12 (25)	2	2	8	8
	医療福祉	7 (7)	2	1	4	4
	教育	8 (7)	3		5	2
	人材育成	1 (3)			1	1
	企画	6 (6)	1	2	3	3
	単独の3部会	3 (3)	2		1	1
個別事項等		7 (9)	2	5	0	
合計		44 (60)	12	10	22	19
政策分野	生活機能	31 (40)	8	5	18	15
	結びつき・ネットワーク	10 (15)	3	4	3	3
	圏域マネジメント	3 (5)	1	1	1	1



※ () の数字は、当初提案事業数

2. 定住自立圏形成協定 想定取組項目一覧

分野	分類	取組項目
○ 生活機能の強化に係る政策分野		
	1. 医療	(1) 救急医療体制の確保
		(2) 地域医療体制の充実
	2. 福祉	(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進
		(2) 保育所の広域入所の充実
	3. 教育	(1) 図書館の広域利用の促進
		(2) 生涯学習の推進
	4. 産業振興	(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進
		(2) フードバレーとかちの推進
		(3) 企業誘致の推進
		(4) 中小企業勤労者の福祉向上
		(5) 広域観光の推進
		(6) 農業振興と担い手の育成
		(7) 鳥獣害防止対策の推進
	5. 環境	(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築
6. 防災	(1) 地域防災体制の構築	
○ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野		
	1. 地域公共交通	(1) 地域公共交通の維持確保と利用促進
	2. 地産地消の推進	(1) 地産地消の推進
	3. 移住・交流の促進	(1) 移住・交流の促進
○ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		
	1. 人材育成	(1) 職員研修の合同実施及び圏域内人事交流